

## 行政視察報告

視察月日 令和7年5月12日(月) 午後1時から  
視察先 兵庫県三田市  
視察内容 「三田市議会ハラスメント根絶条例」について

### ○視察内容選定理由

現在、周南市議会において議会改革について特別委員会を設置し検討している。会派志高会として議会ハラスメント防止条例の制定を提案している。そのため、会派内でハラスメントの防止に関して、共通の認識を共有するための機会として選定した。

また、説明者は三田市議会の肥後副議長が務められた。(元三田市議会ハラスメント根絶検討委員会委員長)

### ○三田市議会における条例制定の背景と経緯

・令和5年11月16日 市長より市議会議員の市職員に対する言動の改善が申し入れ(特定の議員より市職員に対して、暴言、威圧的かつ高圧的な態度や執拗な質問の繰り返しとハラスメントに該当する可能性があると考えられる言動が多数報告されており、以前より再三にわたり、改善の申し入れを行ってきたが、全く改善されていない。併せて職員がそのような状況にあっても他の議員は見ても見ぬふりをしている。以上2点が主な申し入れ内容)

・令和6年3月定例会において、某議員が市幹部職員に対して人格を否定するような発言あり。※信じられないことだが

↓  
政治倫理に関する条例に違反するのでは?

↓  
令和6年3月18日 行政監察員へ公益目的通報

↓  
令和6年4月15日 不受理

理由 議会や議員は三田市公益目的通報保護条例の対象外(行政監察員である弁護士の判断)

※周南市においても「周南市職員等の公正な職務の確保に関する条例」が定められているが主は不当要求行為を想定している。また「周南市政治倫理条例」は市議会議員と市長の権限や地位を利用して、自己や特定のものへの利益供与の禁止条例のため、色々なハラスメントに対する規制はない状況にある。

・令和6年5月2日 市長より令和5年11月16日に改善の申し入れを行ったが、未だ改善されていないということで、再度の申し入れ。

#### 【申し入れ内容】

①第三者委員会の設置

②問題行動の監視と報告体制の強化

③ハラスメント根絶に向けた風土づくり

④ハラスメント根絶に向けた倫理規定の例規整備の検証

※第三者委員会の設置というここまで具体的な内容を用意した市長からの申し入れは異例な状況と思う。

### ○議会の対応

・令和6年5月20日 議長から市長への報告

## 【報告内容】

①議長注意(嚴重注意)

②会派への周知 → 5月20日開催の議員総会において、全議員へ市職員に対する言動の改善を行うよう周知徹底

③三田市議会においてハラスメント根絶に向け検討する委員会の設置

※①②は慣例的であるが、この時点で③の様に具体的に方向性を示すことも稀ではないか。よほどの緊張感を持たれていたのではないか。市議会の尊厳の維持、独立性の確保の点から正しい判断と理解する。



議会ハラスメント根絶検討委員会設置

9月定例会初日(8月20日)にハラスメント根絶に関する

条例等案の上程を目指す

※10月に市議会議員の改正選挙が行われるため、短期間での検討となる。この種の検討は短期決戦の方が良い。また、特例ではあるが委員に議長が参加されている。議長としての強い思いからだと思う。理解する。

## ○検討委員会の検討内容と結果

- ・ハラスメントに関する実態調査アンケートを実施

副課長以上の職員に対して(議員から職員)、議員同士 議員から議員

※現状把握に役立っている。ハラスメントは存在する結果(議員同士においても同様)

- ・対象のハラスメント

①パワーハラスメント

②セクシュアルハラスメント

③妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

④SOGI(ソジ)ハラスメント(性的指向、性自認等に関して、侮辱的、差別的な言動により、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与える行為(県内では初)

※SOGI(ソジ)ハラスメントは初めて耳にした。確かにジェンダーレスやマイノリティの尊重が叫ばれている昨今では必要と認識。

- ・委員会は9回開催

(第1回5月24日～第9回8月2日→案を議運に→委員全員の連名で議員提出)

※2回目(6月17日)の検討委員会で条例(案)を用意されている。条例(案)を用意するにあたっては先進市議会の条例を参考にまとめられている。因みに、三田市議会は兵庫県で三番目の条例制定であり、1番最初は洲本市議会とのこと。

- ・説明者より検討委員会での委員の発言について少し紹介があった。

★市民から議員へ → 非該当とする

★職員等から議員へ → 該当

※このことについては驚いたが、三田市では過去において実例があった。(新人女性議員に対してベテラン職員が)この場合は、市長その他の執行機関が事実関係の調査を委任する。(議会で行うのではない)職員等から議員へのハラスメントを対象とするかは、検討が必要。(女性議員の意見が大事)

★議会は言論の府であり、条例制定により自由、闊達な発言ができなくなるのではないか。→ ハラスメント防止と発言の規制とは全く別。同感である。自由、闊達な発言に何ら支障はないと思う。むしろ議員の会話力・発言力の向上に資すると考える。

- ・ハラスメント審査会において議員のハラスメントを認定した場合

- 氏名及びハラスメントの概要公表 ※公表は、ハラスメント抑止の要。大賛成。
- ・議員の責務として、ハラスメントに当たる言動を行っていると思われる自体に遭遇した場合には、当該者に対して諫めるとともに、議長に報告しなければならない。（見ないふりの禁止）※大変大事なこと。
  - ・令和6年9月定例会初日に上程し、起立全員 全会一致で議決  
公布・施行 令和6年8月20日
- ※余談であるが、市長から申し入れの対象であった某議員も賛成。その後10月の改正選挙においても再選されている。

#### ○効果

- ・公表制度を導入したことが大きな歯止めとなっている。※ある程度の罰策は必要と考える。某議員においても自分を律する姿勢が見れる。また、議員同士で注意しあう雰囲気が生まれた。そのため、条例制定後、ハラスメントの届け出はない。大きな効果があった。
  - ・令和7年1月20日に弁護士を講師として、条例を基にパワハラ研修、セクハラ研修を実施。大声はパワハラに繋がる、自分を律することの重要性を説かれた。
- ※条例制定前に「アンダーマネジメント研修」を行ったが、講師が言われるには「全ったく効果がなかった。」と笑って言われた。周南市議会もハラスメントについて研修を行ったが、条例がない状況ではその効果は不明。

#### ○視察を終えて

今回は実際に条例をまとめられた議員の方からの説明であったため、本音の話が聞け、またストレートな質問もでき大変有意義であった。ハラスメント防止に関する条例制定は、民間では既に成文され実行されている。しかし、議会となるとまだ制定率は低いと聞いている。最近、報道等で自治体議会員の言動が問題となっている。そのためか、ハラスメント防止に関する条例制定が急増している。

市民から付託を受けた議員は、二代表制の一翼を担う重責を理解するとともに職員等と議員が安心して市民のため職務を遂行できる環境を確保することで、市民から信頼され続ける議会を実現しなくてはならない。現在、周南市議会には「周南市政治倫理条例」は設けられているが、より議員の責務、議員自身の自覚と覚悟、議会の尊厳と社会性の維持を高めるために、ハラスメント防止に特化した条例制定は必須と再認識した。また、会派志高会として共通の意識付の機会になった。

最後に、ハラスメント根絶検討委員会の委員長を務められた説明者が「私は、常に『もう議員だからということで、許されることなくなりました。』と言っています。」と笑って言われた。全く共感するところです。時代は変わった。議員も変わらなければならない。

## 周南市議会 志高会 会派視察報告書

視察先：松原市役所

視察日：令和7年5月13日

参加者：志高会議員一同

視察項目：セーフコミュニティによる安全なまちづくりの取り組みについて

### 1. はじめに

本視察は、松原市における「セーフコミュニティ」事業の先進的な取り組みを学び、今後の周南市のまちづくり施策への応用を目的として実施したものである。松原市は、国際認証を受けたセーフコミュニティの推進自治体として、PDCA サイクルに基づく統計的・科学的手法により、包括的かつ持続可能な安全施策を展開している。

### 2. セーフコミュニティ導入の背景と概要

松原市では、市議会の重点施策として「セーフコミュニティ」の仕組みが導入されており、少子高齢化、災害、交通事故、犯罪、虐待、自殺など、複合的な地域課題に対し、行政・市民・企業・各団体が連携して対応する体制を整備している。

この体制は、世界保健機関（WHO）が推奨する国際認証制度に準拠しており、国際基準に沿った安全施策を継続的に推進している点が特徴である。

### 3. 国際認証制度と体制構築

松原市は、これまで複数回にわたり国際認証を取得しており、初回認証後も定期的な評価・改善を通じて継続的にレベルアップを図っている。

認証の取得には以下のような準備が必要である：

#### 統計データ収集と分析

外部評価者による現地調査対応

※費用は年間約 80 万円、5 年間で約 400 万円程度とされている。

このプロセスを通じて、市民参加型の施策形成や、国内外の成功事例を取り入れた政策展開が進められている。

### 4. 各対策分野における取り組み

セーフコミュニティの実践において、松原市では以下の分野ごとに対策委員会を設置し、統計に基づいた施策の立案・実行・評価を行っている。

(1) 子どもの安全対策

事故・虐待防止

就学前から中学生までを対象とした相談体制の整備

(2) 高齢者の安全対策

転倒防止施策の強化

運動促進・虐待防止体制の構築

(3) 交通安全対策

自転車事故防止のためのヘルメット着用促進

マナー啓発と事故データ分析

(4) 犯罪防止対策

特殊詐欺、自転車盗難などの防止

地域パトロールや啓発イベントの実施

(5) 自殺予防対策

SNS や演劇公演を活用した啓発・相談促進

心の健康に関する講座の開催

(6) 災害時安全対策

防災訓練と地域住民参加型の取り組み

緊急支援体制の構築

各委員会は、継続的に統計データを収集し、政策の効果測定とフィードバックを行う仕組みを導入している。

5. 市民参加と啓発活動

セーフコミュニティの基盤は市民の参加と理解にあるため、以下のような市民啓発活動が重視されている。

SNS やポスター、ホームページによる情報発信

学校と連携した「インターナショナルセーフスクール」認証の取得推進

市民ボランティア制度（セイフコミュニティサポーター）導入

町会活動の活性化に向けた施策の検討

#### 6. 国際連携と展望

松原市は、韓国・オーストラリア・オランダ・フランスなどとの交流を通じ、グローバルな視点からのまちづくりを進めている。認証過程における改善点・成果・意識変化の整理を次回審査に反映させることで、さらなる発展を目指している。

今後も政府・市民・民間が一体となり、トップダウンとボトムアップを両立させた安全政策の継続が重要視されている。

#### 7. 視察を通じた学びと周南市への示唆

松原市の先進的な取り組みは、地域課題を多角的に捉え、データと市民参加によって実効性ある政策へと落とし込んでいる点で非常に参考となった。

以上、松原市役所におけるセーフコミュニティ視察の報告といたします。

本視察を今後の地域安全政策に活かし、安心して暮らせるまちづくりの実現に尽力してまいります。

提出日：令和7年6月1日

## 会派視察所感＜大阪府泉南熊取町＞

視察事項：重度身体身障者 GH「POP x 2 (ぽぷら)」について

### 1. 所感

重度の知的障害者のグループホームの数も全国的にも少ない中で、今回は重度心身障害者グループホームへの訪問であり、まず視察を受け入れてくださった「社会福祉法人大阪重症心身障害児者を支える会」理事長 ■■■■さんに感謝したい。

訪問は利用者に配慮し、彼らが生活介護事業所から帰宅してくる前に行った。

現在、この施設に5名の利用者を受け入れており、利用者は日中を同法人別施設での生活介護事業で過ごされた後の夜間生活の場としてここを利用されている。通常の全体開設は月～金、第2、4土で、食費は1食420円、風呂は1回300円。家賃はひと月おおむね6万円、水道光熱費1万円、その他5千円、合計7万5千円の負担をいただいております、うち1万円は国の補助がある。また重身者であるのでその他の食費には多くを費やさないとのことであった。入浴の機械は寝た状態での全身蒸気風呂がありとても先進的であった。

経営形態として、土地は法人所有だが建物は第3者による建て貸しでイニシャルコストを削減。収入面では、障害福祉サービスのグループホーム運営収入に加え、サービス利用時間等を勘案し利用者各人に同法人の居宅介護事業（ヘルパー）も利用してもらっている。また利用者には各人で同法人の看護師と訪問看護の契約をしてもらっている。

上記のように通常のグループホーム運営のやり方だけではとても運営できないことから、利用者とそのご家族のご理解をいただいて、いろいろなサービス（訪問看護、居宅介護など）を組み合わせ試行錯誤されながら運営されている姿に運営側の意地を感じた。やはり運営側の信念ともとれるこのような取組がなければここまで展開できないと感じ、わが地域でもそういった「自分たちでやらなければ」というような地域醸成の必要性を感じた。非常に勉強になる視察であった。

質問・答弁及び所感

古賀洋子 議員

視察事項 和歌山市のまちづくりについて まちなか再生について

問 まちづくりの背景について（都市計画手法を用いた取り組み）教えてください。

答 戦災で旧市街地を焼失。現在の市中心部の基盤は戦災復興区画整理により形成されている。高度成長期を経て DID は3倍に拡大した。まちなかの児童数も昭和35年から平成3年にかけて、1/9に減少。立地適正化計画に合わせまちづくりを再生することを決定した。人口流出を抑制しつつ、生活利便性を維持するため、住宅開発等を促し、居住を誘導するエリアを設定した。住宅開発を誘導しないエリアについては、これまでの環境を維持していくように設定した。市街地調整区域においても同様に、地域拠点となるエリア、一般の調整区域エリア、高速道路インターチェンジ周辺エリアとして位置づけを行った。各拠点を利用し、都市機能や生活サービス機能が充実した、歩いて暮らせる便利なまちを目指して多極型コンパクトシティと交通ネットワークを整備した。

問 居心地がよく、あるきたくなるまちなかの実現についてどのような工夫を行いましたか。

答 まちなかの小中学校を統合。小学校の廃校跡地に大学を誘致した。専門性の高い大学の誘致により卒業後も和歌山市での活躍・定住につながった。老朽化した市民会館をまちなかの中学校跡地に新築移転をした。1階にまちに開かれた店舗を設置するなど開放的な空間を創出した本町公園及び周辺地域の活性化、賑わい創出を図るため、民間事業者の視点や創意工夫を取り入れつつ、より有効な公園管理を目指して、Park—PFIを活用した再整備を実施（Park—PFIとあわせて、公園の地下にある市営駐車場の指定管理を一体で公募した。）公募により特定された事業者が、収益施設として、市の建物を飲食施設等にリノベーションすることで賑わいの創出を行った。特定公園施設の芝生広場も含めて、全額民間負担で整備を行った。

「家守（やもり）会社」と呼ばれる民間自立型のまちづくり社会が、リノベーションを通じて雇

用の創出やコミュニティの活性化等を図っていくこととなった。公共施設や公営事業施設等をリノベーションする「大きいリノベーション」と民間が所有する小規模施設等をリノベーションする「小さいリノベーション」を組み合わせることで、魅力的な公共空間の創出や、公民連携による持続可能なサービスの提供、や新たな都市型コミュニティの形成を図った。リノベーションスクールの開催を行い、平成25年以来10回開催。260名が受講した。スクールをきっかけに家守会社6社が設立、関連する出店も多数あった。

問 波及効果としてどのようなことがあるか。

答 まちなかの社会動態推移として

- ① 開発改正条例の完全施行以降、まちなか人口の社会動態は上昇傾向にある。
- ② 過去の再開発事業が竣工、併用を開始した令和2年以降は上昇の傾向がより高まっている。
- ③ 調整区域については、開発改正条例の完全施工、立地適正化計画策定以降、減少傾向が強まる中、市街地調整区域については減少が抑制されつつある。
- ④ まちなかの地価も上昇傾向にある。

所 感

和歌山市は周南市の約2.5倍の人口を有する市町で周南市と大きく異なる点は第3次産業が多く就業を占めている点にある。和歌山市はもともと大阪市内や関西国際空港にアクセスが良く、JR和歌山駅と南海電気鉄道和歌山市駅の2駅が核となり、物流を運ぶ。和歌山市のまちづくりにおいて問題となっているのは、アーケードの衰退や百貨店の撤退など、本市と状況は同じだった。昭和から令和へ時代が流れ、市民が求めるものが大きく変化する中で、時代のニーズに沿ったまちづくりが求められる。

まちなかエリアビジョンとして、JR和歌山駅、南海和歌山市駅と和歌山城の3つの核（コア）とMAPWAエリア（まちなかエリアプラットフォーム和歌山）の魅力が共鳴し、住む、働く、学ぶ、観る、遊ぶ機能の磨き上げで人々をまちなかに誘い、賑わい溢れる和歌山中心市街地を目指したまちづくりが行われた。その結果、公民共創によるウォークアブルなまちづくりが実現した和歌山市まちなかビジョンとなった。まちなか再生に向けた4大プロジェクト

- ① 和歌山市駅前南地区再開発事業
- ② JR 和歌山駅まち空間活性化事業
- ③ 旧和歌山市民間活用事業
- ④ JR 和歌山駅前友田町3丁目地区再開発事業

それぞれのプロジェクトが組み合わさることで、まちづくりに大きく貢献できたといえる。

視察では実際にアーケードを散策してみたり、まちなか創出の拠点となる本町ブランテ（Park-PFI）で昼食をとったりしてみたところ、見習うべき点もいくつか見えてきた。市が補助金を出して3年支援している周南市の制度では、補助金がないと運営できないといった声も多く聞こえる。和歌山市のように育成にお金をかけ、自立してもらうことで持続可能なまちづくりにつながるのではなかと思う。和歌山市も周南市の「蚤の市」の視察に入り、和歌山駅前で実施したところ大盛況だったようです。このように他市がうまくいった取り組みを本市にも取り入れ、賑わいの創出につながったら商店街の未来も明るくなるのでは？と感じた。